

札幌市建設工事における資材の再資源化等に関する指導要綱

平成14年5月30日 環境局長決裁

平成18年8月31日 一部改正

平成23年6月29日 一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「法」という。）第16条の規定に基づき行われる再資源化等に関し、発注者等が札幌市長に提出する法第10条の規定に基づく届出書とともに「再資源化等に関する計画書」を提出することにより、建設工事で発生する建設資材廃棄物の適正な再資源化及び有害な廃棄物の把握と適正な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、特に定めるものを除き、法の例による。

(対象建設工事)

第3条 この要綱は、法第9条第1項に定める対象建設工事に関し適用する。

(再資源化等に関する計画書)

第4条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、法第10条の規定に基づく法様式第1号の届出書を札幌市長に提出する場合は、再資源化等に関する計画書及び有害廃棄物に関する調査状況等に関する書面（別表4）を添付し提出するものとする。

(有害物質に関する指導の実施)

第5条 関係課は、再資源化等の計画書を受け、次の各号のとおり指導を実施するものとする。

- 一 環境対策課は、届出書をアスベストに関する過去の調査結果と照合し、当該建築物等にアスベストの使用が疑われる場合には、立入調査を実施するなど必要な指導を行う。
- 二 事業廃棄物課は、建築物の建築年代、使用目的などから、ポリ塩化ビフェニル廃棄物などの特別管理産業廃棄物の排出が予想される場合にあっては、立入調査を実施するなど必要な指導を行う。

附則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

(旧様式による届出に係る経過措置)

- 2 要綱施行後の旧様式による届出については、平成23年9月30日までは受理するものとする。ただし、旧様式による届出がなされた場合には、届出窓口において新様式を交付するとともに、次回から新様式を使用するよう指導するものとする。